

「自転車の安全利用～どうしたら事故を防ぐことができるか～」

12 月 2 日(月)午後 1 時半～3 時半

講師：谷田貝一男氏(一般財団法人日本自転車普及協会学芸員)

平成 24 年 7 月に実施し好評だった日本自転車普及協会の谷田貝先生の講演の第 2 弾を行いました。先生は 11 月 21 日(木)午前 6 時半から昼過ぎまで、鷺宮、若宮、白鷺地域を視察していただき、地域の実情に合わせた話をしていただきました。

【電動アシスト自転車の特徴と乗り方】

最近自転車の生産台数は減少していますが、電動アシスト自転車は子どもを乗せる 30 歳代、脚力の弱くなった高齢者を中心に購入者が増えています。それとともに事故も増えています。電動アシスト自転車は平地ではスピードを出しやすく、坂道を平地と同じ力で上がることができますが、重いので押し歩きの時に転倒しやすい、曲がるときにバランスを崩しやすい、という特徴があります。サドルは両足が地面に着く高さに設定し、発進、停車の際には指定された乗り方をしてください。



【車道も歩道も狭い道路の実態】

中杉通りは「車道が狭く大型バスの通行量が終日多い」「歩道が狭く歩行者の通行量が終日多い」「並行する道路がない」という特徴があります。中杉通りの最も安全な通行方法は「歩道を通るときは、自転車を押して歩く」「車の通行がないときは、車道を通る」、ということです。歩道は歩行者優先であるため歩行者がいたら自転車は降りてください。



【自転車利用者、歩行者の立場から危険状況を考える】

交通ルール違反をしたために起こる自転車事故について、教えていただきました。

- ・「違反を知りながら、あえて違反する場合」信号無視などが該当します。
- ・「違反であることを知らなかった場合」横断歩道に歩行者がいる場合自転車を降りて通行します。自転車横断帯がある場合は通行します。並進はしてはいけません。
- ・「無意識に行っていることが違反だった場合」一時不停止、右折の場合予め右側に寄る(短距離通行)、歩道上を高速で走る、右側通行する、などです。

「自動車、自転車、歩行者が来なければ安全」「いつも通っている道だから安心」という思い込みが事故を起こします。



・自転車事故を防ぐために

- ①自転車は転倒しやすい車両である、という意識を持って乗りましょう。
- ②安心安全は自ら注意を払うことで得られる、という意識を持って乗りましょう。
- ③車・自転車・歩行者が近づいたら一旦止まる、という意識を持って乗りましょう。

また、中野区は左側通行を守らない自転車利用者が多いという特徴があるそうです。歩行者の通行を妨げないためにも、交差点での出会いがしらの事故を防ぐためにも、また子どもたちのお手本になるためにも、一人ひとりが気をつけてルールを守りたいものです。左側通行が守られている武蔵野市、三鷹市では公営自転車駐輪場利用の更新の際に、自転車講習会受講者は有利になるように配慮されているそうです。



交通ルールを守っていない自転車や歩行者を見かけた時には、強い言葉で注意するのではなく穏やかに声掛けすることも大事です。

【自転車の責任が重くなる改正道路交通法】

講演前日の平成 25 年 12 月 1 日に改正された内容についても、お話いただきました。

- ①路側帯内も左側通行する。
- ②ルール違反行為を繰り返した運転者は、講習を受講する命令を受ける…指定した期間内に受講しない場合は、5万円以下の罰金
- ③警察官が基準に適合したブレーキを備えていないと認められる自転車を停止させて検査を行い、応急のブレーキ整備や運転継続の禁止を命令できる…検査拒否・命令違反等の場合は、5万円以下の罰金

自転車事故で有罪判決が出た主な事例

- ◎平成23年2月 大分県豊後大野市(平成24年3月判決)
無灯火の自転車に乗り、歩行者に重症を負わせた
禁錮1年8か月・執行猶予4年
- ◎平成23年6月 岐阜県草津市(平成24年3月判決)
信号を無視して横断中の歩行者をはねて死亡させた
禁錮2年6か月・執行猶予4年
- ◎平成23年12月 大阪府守口市(平成25年7月判決)
信号無視で交差点に進入してバイクと衝突し、バイクの運転手は死亡
禁錮1年・執行猶予3年

- ◎狭い歩道を通行中、歩行者と接触してケガを負わせてしまった
歩行者が優先 ⇒ 自転車側に過失の可能性
- ◎車道の左側を通行中、前方から歩行者が来るので、車道側に方向を変えようとしたとき、運転操作を誤って転倒し、歩行者にケガを負わせてしまった
運転技術の未熟 ⇒ 自転車側に過失の可能性
前方確認の遅れ
- ◎電動アシスト自転車でペダルを踏み込んだら、急に発進して前にいた自転車に追突し、運転者にケガを負わせてしまった
前方確認不足・運転技術の未熟 ⇒ 過失の可能性

事故になってしまったときの保険

※TSマーク (1000円代)	※au損保の自転車保険(1070円 他)
傷害 10万円 死亡100万円	傷害 なし 死亡450万円
賠償 ~2000万円	賠償 ~1000万円
整備点検付き	
※セブンイレブン 自転車向け保険(4760円 他)	※全労済の交通災害共済(1050円 他)
傷害 ~400万円 死亡400万円	傷害 ~100万円 死亡100万円
賠償 ~1億円	賠償 なし